

報 道 資 料

令和4年11月22日
総務部法務文書課
県政情報公開係 杉村、山口
直通 0742-27-8348
庁内内線 2341、2349

奈良県情報公開審査会の第270号答申について

行政文書の一部開示決定に対する審査請求についての諮問第391号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県公安委員会に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：令和4年11月22日
- ◎ 諮問実施機関：奈良県公安委員会
- ◎ 実施機関：奈良県警察本部長（県民サービス課）
- ◎ 対象行政文書：ア 苦情・相談等受理処理票（受理日 令和元年5月27日。〇〇警察署宛ての照会文書（令和元年5月24日付け）を含む。）
イ 苦情・相談等受理処理票（受理日 令和元年9月11日。弁護士作成に係る文書を含む。）
ウ 苦情・相談等受理処理票（受理日 令和元年9月26日。弁護士作成に係る文書を含む。）
エ 苦情・相談等受理処理票（受理日 令和元年10月21日。弁護士作成に係る文書を含む。）
オ 苦情・相談等受理処理票（受理日 令和元年11月20日。弁護士作成に係る文書を含む。）
カ 苦情・相談等受理処理票（受理日 令和2年1月20日。弁護士作成に係る文書を含む。）
キ 苦情・相談等受理処理票（受理日 令和2年3月6日。便箋を含む。）
ク 苦情・相談等受理処理票（受理日 令和2年3月13日。弁護士作成に係る文書を含む。）
ケ 苦情・相談等受理処理票（受理日 令和2年3月16日。弁護士作成に係る文書を含む。）
コ 苦情・相談等受理処理票（受理日 令和2年3月19日。便箋を含む。）
- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 決定：一部開示決定
 - 不開示部分：ア 上記対象行政文書のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びコのうち、決裁欄の印影の一部
イ 上記対象行政文書のア、イ、ウ、エ、オ、カ、ク、ケ及びコのうち、法律事務所の所在地（郵便番号を含む。）及び名称
ウ 上記対象行政文書のア、イ、ウ、エ、オ、カ、ク及びコのうち、法律事務所の電話番号
エ 上記対象行政文書のア、イ、エ、オ、カ及びクのうち、法律事務所のFAX番号
オ 上記対象行政文書のカのうち、法律事務所の事務担当者の姓
カ 上記対象行政文書のイ、ウ、エ、オ、カ、ク、ケ及びコのうち、弁護人の氏名
キ 上記対象行政文書のイ、エ、カ、ク及びケのうち、印影
ク 上記対象行政文書のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びコのうち、被疑者の氏名
ケ 上記対象行政文書のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びケのうち、「受理者」欄の氏名の一部
コ 上記対象行政文書のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びコのうち、「申出者（相談者）」欄の一部及び「関係者」欄の一部
サ 上記対象行政文書のイ、ケ及びコのうち、「苦情・相談の要旨」欄の一部
シ 上記対象行政文書のウのうち、「処理年月日」欄の一部
ス 上記対象行政文書のイ、ウ、ク、ケ及びコのうち、「処理内容」欄の一部
セ 上記対象行政文書のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びコのうち、「担当者」欄の一部
ソ 上記対象行政文書のイ、ウ及びクのうち、「指示事項」欄の一部及び「指示者」欄の一部
タ 上記対象行政文書のオ及びコのうち、「処理結果の概要」欄の一部

- チ 上記対象行政文書のア、ウ、エ、オ、カ、キ及びクのうち、「苦情相談の要旨（追加）」欄の一部
- ツ 上記対象行政文書のカのうち、苦情・相談等受理処理票に添付された弁護人が作成した文書のうち、「案件」の項の一部
- テ 上記対象行政文書のオ及びクのうち、苦情・相談等受理処理票に添付された弁護人が作成した文書のうち、担当捜査官の氏名
- ト 上記対象行政文書のイ、ウ、エ、オ、カ、ク及びケのうち、苦情・相談等受理処理票に添付された弁護人が作成した文書のうち、本文の一部
- ナ 上記対象行政文書のイ及びウのうち、苦情・相談等受理処理票に添付された弁護人が作成した文書のうち、資料
- ニ 上記対象行政文書のアのうち、苦情・相談等受理処理票に添付された 照会文書のうち、照会に係る事件名及び事件番号、発信者名の一部、発信者の印影、本文の一部並びに連絡先の一部
- ヌ 上記対象行政文書のキ及びコのうち、苦情・相談等受理処理票に添付された便箋
- ネ 上記対象行政文書のア、イ、エ、オ、カ及びキのうち、苦情・相談等受理処理票に添付された封筒

○ 不開示理由：ア 上記不開示部分のア

条例第7条第2号に該当

特定の個人を識別することができるものであって、警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する職員の氏名及び印影は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていないため

イ 上記不開示部分のイ、ウ、エ、オ、カ、キ及びク

条例第7条第2号に該当

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため

ウ 上記不開示部分のケ

条例第7条第2号に該当

特定の個人を識別することができるものであって、警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する職員の氏名及び印影は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていないため

エ 上記不開示部分のコ

条例第7条第2号に該当

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため

オ 上記不開示部分のサ

条例第7条第2号に該当

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため

条例第7条第6号に該当

苦情の受理内容に関する情報であって、公にすることにより、関係者との信頼関係を損なうとともに、公になることを懸念して、警察への苦情申出や詳細な申述をためらうおそれがあるなど、今後、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

カ 上記不開示部分のシ

条例第7条第6号に該当

苦情の受理内容に関する情報であって、公にすることにより、関係者との信頼関係を損なうとともに、公になることを懸念して、警察への苦情申出や詳細な申述をためらうおそれがあるなど、今後、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

め

キ 上記不開示部分のス

条例第7条第2号に該当

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため

条例第7条第4号に該当

個別具体的な捜査及び取調べの状況に関する情報であって、公にすることにより、捜査及び取調べの着眼点及び手法が明らかになり、犯罪を企図する者に犯罪の実行を容易にするおそれがある情報を提供することになるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため

条例第7条第6号に該当

苦情の受理内容に関する情報であって、公にすることにより、関係者との信頼関係を損なうとともに、公になることを懸念して、警察への苦情申出や詳細な申述をためらうおそれがあるなど、今後、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

ク 上記不開示部分のセ

条例第7条第2号に該当

特定の個人を識別することができるものであって、警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する職員の氏名及び印影は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていないため

ケ 上記不開示部分のソ

条例第7条第6号に該当

苦情の受理内容に関する情報であって、公にすることにより、関係者との信頼関係を損なうとともに、公になることを懸念して、警察への苦情申出や詳細な申述をためらうおそれがあるなど、今後、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

苦情の取扱い、措置、処理経過等に関する情報であって、公にすることにより、事案の処理状況、措置判断、処理方針等が判明するなど、今後、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

コ 上記不開示部分のタ

条例第7条第2号に該当

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため

条例第7条第6号に該当

苦情の受理内容に関する情報であって、公にすることにより、関係者との信頼関係を損なうとともに、公になることを懸念して、警察への苦情申出や詳細な申述をためらうおそれがあるなど、今後、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

サ 上記不開示部分のチ

条例第7条第2号に該当

特定の個人を識別することができるものであって、警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する職員の氏名及び印影は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていないため

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため

条例第7条第6号に該当

苦情の受理内容に関する情報であって、公にすることにより、関係者との信頼関係を損なうとともに、公になることを懸念して、警察への苦情申出や詳細な申述をため

らうおそれがあるなど、今後、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

シ 上記不開示部分のツ

条例第7条第2号に該当

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため

ス 上記不開示部分のテ

条例第7条第2号に該当

特定の個人を識別することができるものであって、警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する職員の氏名及び印影は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていないため

セ 上記不開示部分のト

条例第7条第2号に該当

特定の個人を識別することができるものであって、警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する職員の氏名及び印影は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていないため

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため

条例第7条第6号に該当

苦情の受理内容に関する情報であって、公にすることにより、関係者との信頼関係を損なうとともに、公になることを懸念して、警察への苦情申出や詳細な申述をためらうおそれがあるなど、今後、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

ソ 上記不開示部分のナ

条例第7条第2号に該当

特定の個人を識別することができるものであって、警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する職員の氏名及び印影は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていないため

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため

条例第7条第6号に該当

苦情の受理内容に関する情報であって、公にすることにより、関係者との信頼関係を損なうとともに、公になることを懸念して、警察への苦情申出や詳細な申述をためらうおそれがあるなど、今後、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

タ 上記不開示部分のニ

条例第7条第2号に該当

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため

条例第7条第6号に該当

苦情の受理内容に関する情報であって、公にすることにより、関係者との信頼関係を損なうとともに、公になることを懸念して、警察への苦情申出や詳細な申述をためらうおそれがあるなど、今後、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

チ 上記不開示部分のヌ

条例第7条第2号に該当

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため

条例第7条第6号に該当

苦情の受理内容に関する情報であって、公にすることにより、関係者との信頼関係を損なうとともに、公になることを懸念して、警察への苦情申出や詳細な申述をためらうおそれがあるなど、今後、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

ツ 上記不開示部分のネ

条例第7条第2号に該当

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため

◎ 審査会の結論：実施機関は、本件審査請求の対象となった情報のうち、別表に掲げる部分について、開示すべきである。

(別 表)

本件行政文書	ページ	開示すべき部分
ア 苦情・相談等受理処理票 (受理日 令和元年5月27日。〇〇警察署宛ての照会文書(令和元年5月24日付け)を含む。)	4ページ	「苦情相談の要旨(追加)」欄のうち、1行目41文字目から43文字目まで、1行目52文字目から55文字目まで、2行目から3行目まで全て、5行目から6行目まで全て、7行目1文字目、7行目12文字目から15文字目まで、8行目から16行目まで全て、17行目1文字目、17行目12文字目から15文字目まで、18行目から22行目まで全て、23行目1文字目、23行目13文字目から16文字目まで、24行目全て、25行目1文字目、25行目13文字目から16文字目まで、26行目から29行目まで全て及び31行目から32行目まで全て
	6ページ	本文のうち、1行目1文字目から2文字目まで、1行目11文字目から37文字目まで、2行目から4行目まで全て、6行目から8行目まで全て、9行目1文字目、9行目12文字目から15文字目まで及び10行目から20行目まで全て
	7ページ	本文のうち、1行目から3行目まで全て、4行目1文字目、4行目12文字目から15文字目まで、5行目から11行目まで全て、12行目1文字目、12行目13文字目から16文字目まで、13行目から14行目まで全て、15行目1文字目、15行目13文字目から16文字目まで、16行目から21行目まで全て及び23行目から24行目まで全て
イ 苦情・相談等受理処理票 (受理日 令和元年9月11日。弁護士作成に係る文書を含む。)	2ページ	「苦情・相談の要旨」欄のうち、3行目12文字目から23文字目まで、3行目32文字目から33文字目まで、3行目38文字目から43文字目まで、3行目48文字

	目から53文字目まで、6行目33文字目から44文字目まで、6行目51文字目から59文字目まで、7行目1文字目から7文字目まで、7行目20文字目から34文字目まで、7行目42文字目から62文字目まで、8行目1文字目から16文字目まで、8行目22文字目から48文字目まで及び9行目から10行目まで全て
3ページ	「処理内容」欄のうち、1行目から9行目まで全て 「指示事項」欄及び「指示者」欄全て
5ページ	「処理内容」欄のうち、13行目全て、14行目1文字目から10文字目まで、14行目20文字目から21文字目まで、14行目26文字目から31文字目まで、20行目全て、21行目1文字目から23文字目まで、21行目29文字目から33文字目まで、22行目1文字目から14文字目まで、22行目20文字目から33文字目まで、23行目全て及び25行目から28行目まで全て
6ページ	「処理内容」欄のうち、1行目から6行目まで全て 「指示事項」欄及び「指示者」欄全て
7ページ	本文のうち、5行目8文字目から19文字目まで
8ページ	本文のうち、1行目4文字目から18文字目まで、2行目5文字目から19文字目まで、3行目全て、4行目1文字目から11文字目まで、4行目17文字目から26文字目まで、5行目全て及び8行目から10行目まで全て
9ページから10ページ	資料のうち、自署（チェックボックス（10ページ最上段の欄を除く）の記述及び3段目の欄の記述を除く）以外及び10ページ最上段の欄のチェックボックス以外
11ページから12ページ	資料のうち、自署（チェックボックス（12ページ最上段の欄を除く）の記述を除く）以外及び12ページ最上段の欄のチェックボックス以外
15ページ	本文のうち、3行目16文字目から26文字目まで、4行目全て、5行目1文字目から11文字目まで及び5行目17文字目から26文字目まで
16ページ	本文のうち、1行目1文字目から9文字目まで、1行目15文字目から26文字目まで及び2行目から8行目まで全て
17ページから18ページ	資料のうち、自署（チェックボックス（18ページ最上段の欄を除く）の記述を除く）以外及び18ページ最上段の欄のチェックボックス以外
22ページ	「処理内容」欄のうち、9行目3文字目か

		ら14文字目まで、9行目24文字目から25文字目まで、9行目30文字目から32文字目まで、10行目全て、14行目32文字目、15行目から16行目まで全て、18行目から21行目まで全て及び23行目から29行目まで全て 「指示事項」欄及び「指示者」欄全て
	23ページ	本文のうち、3行目10文字目から26文字目まで及び4行目から5行目まで全て
	24ページ	本文のうち、1行目から5行目まで全て
	25ページから26ページ	資料のうち、自署（チェックボックス（26ページ最上段の欄を除く）の記述を除く）以外及び26ページ最上段の欄のチェックボックス以外
ウ 苦情・相談等受理処理票（受理日 令和元年9月26日。弁護士作成に係る文書を含む。）	3ページ	「処理内容」欄のうち、6行目全て、7行目1文字目から12文字目まで、8行目7文字目から15文字目まで、8行目18文字目から29文字目まで、9行目から10行目まで全て、11行目1文字目から7文字目まで、11行目10文字目から14文字目まで、11行目16文字目から26文字目まで及び12行目から13行目まで全て
	5ページ	「苦情相談の要旨（追加）」欄のうち、13行目40文字目から50文字目まで、14行目から16行目まで全て、18行目2文字目から18文字目まで、18行目28文字目から52文字目まで及び19行目から26行目まで全て
	6ページ	本文のうち、6行目から9行目まで全て、11行目2文字目から18文字目まで、11行目28文字目から33文字目まで及び12行目から17行目まで全て
	7ページ	本文のうち、1行目から6行目まで全て
	8ページ	資料のうち、自署（チェックボックス（右ページ最上段の欄を除く）の記述及び警察署名に係る記述を除く）以外及び右ページ最上段の欄のチェックボックス以外
エ 苦情・相談等受理処理票（受理日 令和元年10月21日。弁護士作成に係る文書を含む。）	4ページ	「苦情相談の要旨（追加）」欄のうち、7行目全て、8行目35文字目から54文字目まで、9行目から11行目まで全て、12行目7文字目から53文字目まで、13行目から14行目まで全て、15行目4文字目から15文字目まで、15行目26文字目から56文字目まで、16行目から23行目まで全て及び25行目から50行目まで全て
	5ページ	本文のうち、10行目から11行目まで全て
	6ページ	本文のうち、1行目から8行目まで全て、9行目8文字目から20文字目まで、10

		行目から13行目まで全て、16行目から17行目まで全て、18行目4文字目から14文字目まで及び19行目6文字目から20文字目まで
	7ページ	本文のうち、1行目から20行目まで全て
	8ページ	本文のうち、1行目全て、6行目から9行目まで全て及び11行目から17行目まで全て
	9ページ	本文のうち、1行目から20行目まで全て
	10ページ	本文のうち、1行目から20行目まで全て
	11ページ	本文のうち、1行目から8行目まで全て
オ 苦情・相談等受理処理票 (受理日 令和元年11月20日。弁護士作成に係る文書を含む。)	4ページ	「苦情相談の要旨(追加)」欄のうち、12行目全て、15行目15文字目から33文字目まで、15行目39文字目から51文字目まで、16行目1文字目から9文字目まで、16行目16文字目から25文字目まで、16行目32文字目から39文字目まで、17行目8文字目から23文字目まで、17行目32文字目から47文字目まで、18行目19文字目から53文字目まで、19行目1文字目から7文字目まで、19行目27文字目から53文字目まで、20行目1文字目から22文字目まで、20行目34文字目から51文字目まで、21行目から24行目まで全て、25行目16文字目から38文字目まで、26行目14文字目から43文字目まで、27行目2文字目から12文字目まで、27行目18文字目から49文字目まで、28行目1文字目から29文字目まで、28行目36文字目から49文字目まで、29行目1文字目から15文字目まで、29行目18文字目から48文字目まで、30行目1文字目から27文字目まで、30行目30文字目から49文字目まで、31行目全て、32行目1文字目から7文字目まで、32行目10文字目から47文字目まで、33行目から36行目まで全て、37行目1文字目から4文字目まで、37行目11文字目から47文字目まで、38行目5文字目から50文字目まで、39行目1文字目から4文字目まで、39行目11文字目から49文字目まで、40行目から43行目まで全て及び45行目から49行目まで全て
	6ページ	本文のうち、6行目全て、10行目20文字目から38文字目まで、11行目3文字目から24文字目まで、11行目31文字目から40文字目まで、12行目5文字目から12文字目まで、12行目34文字目から42文字目まで、13行目1文字目から7文字目まで、13行目16文字目から31文字目まで及び14行目9文字目から42文字目まで
	7ページ	本文のうち、1行目1文字目から10文字

		<p>目まで、1行目30文字目から42文字目まで、2行目1文字目から36文字目まで、3行目6文字目から42文字目まで、4行目から8行目まで全て、9行目4文字目から26文字目まで、10行目13文字目から42文字目まで、11行目8文字目から18文字目まで、11行目24文字目から42文字目まで、12行目全て、13行目7文字目から35文字目まで、13行目38文字目から42文字目まで、14行目全て、15行目1文字目から11文字目まで、15行目14文字目から42文字目まで、16行目全て、17行目1文字目から35文字目まで、17行目38文字目から41文字目まで、18行目から19行目まで全て、21行目から24行目まで全て、25行目1文字目から4文字目まで、25行目11文字目から41文字目まで、26行目1文字目から6文字目まで、26行目11文字目から42文字目まで、27行目1文字目から18文字目まで、27行目25文字目から42文字目まで及び28行目全て</p>
	8ページ	本文のうち、1行目から11行目まで全て
<p>カ 苦情・相談等受理処理票（受理日 令和2年1月20日。弁護士作成に係る文書を含む。）</p>	4ページ	<p>「苦情相談の要旨（追加）」欄のうち、14行目11文字目から45文字目まで、14行目52文字目から53文字目まで、15行目1文字目から22文字目まで、15行目25文字目から36文字目まで、15行目42文字目から55文字目まで、16行目1文字目から3文字目まで、16行目11文字目から55文字目まで、17行目7文字目から54文字目まで、19行目26文字目から38文字目まで、19行目43文字目から54文字目まで、20行目1文字目から29文字目まで、20行目45文字目から54文字目まで、21行目1文字目から10文字目まで、21行目15文字目から56文字目まで、22行目1文字目から20文字目まで、22行目25文字目から55文字目まで及び23行目全て</p>
	5ページ	<p>本文のうち、6行目11文字目から37文字目まで、7行目1文字目から8文字目まで、7行目15文字目から37文字目まで、8行目4文字目から15文字目まで、8行目21文字目から36文字目まで、9行目1文字目、9行目9文字目から37文字目まで、10行目1文字目から16文字目まで、10行目23文字目から38文字目まで、11行目全て、13行目26文字目から37文字目まで、14行目1文字目、14行目6文字目から37文字目まで、15行目1文字目から9文字目まで、15行目25文字目から37文字目まで、16行目1文字目から7文字目まで、16行目12文字目から37文字目まで、17行目1文字目から36文字目まで、18行目4文字目から37文字目まで及び19行目全て</p>

キ 苦情・相談等受理処理票 (受理日 令和2年3月6日。便箋を含む。)	4ページ	「苦情相談の要旨(追加)」欄のうち、44行目全て及び45行目10文字目から26文字目まで
ク 苦情・相談等受理処理票 (受理日 令和2年3月13日。弁護士作成に係る文書を含む。)	3ページ	「処理内容」欄のうち、1行目全て、2行目1文字目から19文字目まで、3行目12文字目から31文字目まで及び4行目から8行目まで全て 「指示事項」欄及び「指示者」欄
	5ページ	「苦情相談の要旨(追加)」欄のうち、15行目全て、17行目2文字目から10文字目まで、17行目13文字目から14文字目まで、17行目20文字目から46文字目まで、18行目2文字目から7文字目まで、18行目10文字目から52文字目まで、19行目全て、20行目2文字目から7文字目まで、20行目10文字目から51文字目まで、21行目から22行目まで全て、23行目2文字目から7文字目まで、23行目10文字目から51文字目まで、24行目から25行目まで全て、26行目2文字目から7文字目まで、26行目10文字目から35文字目まで、27行目51文字目から55文字目まで、28行目全て、29行目2文字目から12文字目まで、29行目15文字目から44文字目まで、32行目から33行目まで全て、34行目2文字目から5文字目まで、34行目26文字目から35文字目まで、34行目38文字目から39文字目まで、34行目45文字目から55文字目まで、35行目全て、36行目1文字目から9文字目まで、38行目1文字目から4文字目まで、38行目7文字目から9文字目まで、38行目28文字目から42文字目まで、39行目から42行目まで全て及び44行目から51行目まで全て
	6ページ	本文のうち、2行目全て、3行目2文字目から10文字目まで、3行目13文字目から14文字目まで、3行目20文字目から34文字目まで、4行目全て、5行目2文字目から7文字目まで、5行目10文字目から35文字目まで、6行目全て、7行目2文字目から7文字目まで、7行目10文字目から35文字目まで、8行目から10行目まで全て、11行目2文字目から7文字目まで、11行目10文字目から35文字目まで、12行目から14行目まで全て、15行目2文字目から7文字目まで及び15行目10文字目から35文字目まで
	7ページ	本文のうち、2行目全て、3行目2文字目から12文字目まで、3行目15文字目から33文字目まで、4行目全て、7行目から9行目まで全て、10行目2文字目から5文字目まで、10行目26文字目から34文字目まで、11行目1文字目、11行目4文字目から5文字目まで、11行目11文字目から36文字目まで、12行目1文字目から24文字目まで、12行目27文字目から34文字目まで、13行目1文

		字目から16文字目まで、16行目1文字目から4文字目まで、16行目7文字目から9文字目まで、16行目28文字目から33文字目まで、17行目1文字目から9文字目まで、17行目22文字目から33文字目まで、18行目から22行目まで全て、24行目から30行目まで全て、31行目1文字目から32文字目まで及び32行目11文字目から35文字目まで
	8ページ	本文のうち、1行目1文字目から34文字目まで、2行目4文字目から36文字目まで及び3行目全て
ケ 苦情・相談等受理処理票 (受理日 令和2年3月16日。弁護士作成に係る文書を含む。)	2ページ	「苦情・相談の要旨」欄のうち、2行目40文字目から47文字目まで、3行目1文字目、3行目53文字目から54文字目まで、4行目1文字目から22文字目まで、4行目31文字目から37文字目まで、4行目39文字目から54文字目まで、5行目から6行目まで全て、7行目14文字目から53文字目まで、8行目1文字目から24文字目まで、8行目27文字目から60文字目まで、9行目1文字目から11文字目まで、9行目23文字目から35文字目まで、9行目39文字目から54文字目まで、10行目1文字目から8文字目まで、10行目16文字目から42文字目まで、11行目10文字目から50文字目まで及び12行目から13行目まで全て
	5ページ	本文のうち、1行目16文字目から24文字目まで、2行目31文字目から47文字目まで、3行目1文字目から7文字目まで、3行目16文字目から22文字目まで、4行目から6行目まで全て、7行目1文字目から9文字目まで、7行目23文字目から48文字目まで、8行目1文字目から38文字目まで、8行目41文字目から51文字目まで、9行目全て、10行目1文字目から11文字目まで、10行目23文字目から35文字目まで、11行目から12行目まで全て、13行目1文字目から16文字目まで、13行目40文字目から48文字目まで、14行目全て及び16行目全て
コ 苦情・相談等受理処理票 (受理日 令和2年3月19日。便箋を含む。)	2ページ	「苦情・相談の要旨」欄のうち、1行目31文字目から34文字目まで、1行目39文字目から53文字目まで、2行目1文字目から3文字目まで、2行目33文字目から64文字目まで、3行目1文字目から43文字目まで、3行目55文字目から57文字目まで、4行目1文字目から24文字目まで及び4行目35文字目から47文字目まで
	3ページ	「処理結果の概要」欄のうち、1行目から5行目まで全て

◎ 判 断 理 由：

1 本件行政文書について

実施機関は、県民等から実施機関に対する要望、意見、苦情、感謝、激励、情報提供、犯罪等による被害の未然防止に関する相談及び警察職員の職務執行に関する苦情の申出等（以下「苦情、相談等」という。）を受理している。実施機関が苦情、相談等を受理した場合は、奈良県警察苦情、相談等取扱要綱（平成13年5月奈良県警察本部訓令第9号。以下「要綱」という。）第12条に基づき、実施機関の職員は、苦情・相談等受処理票を作成しなければならない。

本件行政文書は、相談等に係る苦情・相談等受処理票、苦情・相談等受処理票に添付された管轄警察署宛ての照会文書、弁護士が作成した文書、申立人本人が記載した便箋及び封筒である。

2 本件決定の妥当性について

(1) 本件不開示情報について

諮問実施機関は、苦情・相談等受処理票のうち、決裁欄の印影の一部、法律事務所の所在地（郵便番号を含む。）、名称、電話番号、FAX番号及び事務担当者の姓、弁護人の氏名及び印影並びに被疑者の氏名について、条例第7条第2号に該当するとして、「受理者」欄の氏名の一部、「申出者（相談者）」欄の一部、「関係者」欄の一部、「苦情・相談の要旨」欄の一部、「処理年月日」欄の一部、「処理内容」欄の一部、「指示事項」欄の一部、「担当者」欄の一部、「指示者」欄の一部、「処理結果の概要」欄の一部、「苦情相談の要旨（追加）」欄の一部及び苦情・相談等受処理票に添付された封筒について、条例第7条第2号、同条第4号及び同条第6号に該当するとして不開示にしている。また、苦情・相談等受処理票に添付された弁護士が作成した文書のうち、「案件」の項の一部、担当捜査官の氏名、本文の一部及び資料、苦情・相談等受処理票に添付された照会文書のうち、照会に係る事件名及び事件番号、発信者名の一部、発信者の印影、本文の一部及び連絡先の一部並びに苦情・相談等受処理票に添付された便箋及び封筒について、条例第7条第2号及び同条第6号に該当するとして不開示にしている。これらに対し、審査請求人は、苦情・相談等受処理票のうち、「受理者」欄の氏名の一部、「苦情・相談の要旨」欄の一部、「処理年月日」欄の一部、「処理内容」欄の一部、「指示事項」欄の一部、「担当者」欄の一部、「指示者」欄の一部、「処理結果の概要」欄の一部、「苦情相談の要旨（追加）」欄の一部、苦情・相談等受処理票に添付された弁護士が作成した文書のうち、「案件」の項の一部、本文の一部及び資料、苦情・相談等受処理票に添付された照会文書のうち、照会に係る事件名及び事件番号、本文の一部及び苦情・相談等受処理票に添付された便箋の開示を求めている。

(2) 条例第7条第2号、第4号及び第6号について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」（前段）、「又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（後段）を原則として不開示情報とする旨規定している。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

同条第4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を不開示とする旨規定している。

同条第6号は、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて」（前段）、「公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（後段）を不開示情報とする旨規定している。

(3) 不開示情報該当性について

ア 警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名について

諮問実施機関は、警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名について、条例第7条第2号に掲げる情報に該当する旨主張している。

警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名は、特定の個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

次に同号ただし書について検討する。

公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、公にした場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、例外的に開示する情報とはしていない。しかし、県の職員の職務遂行に係る情報に含まれる氏名については、その性格上、公益性が強く、行政として県民の要望に応じて公にすることが予定されている情報と考えられるため、知事部局等の職員の氏名については、奈良県職員録に掲載され、一般に頒布されていることから、慣行として公にされているとして、当該職員の私生活等に影響を及ぼすおそれがある場合を除き、条例第7条第2号ただ

し書アに該当するとして、原則として開示されている。

しかし、諮問実施機関及び実施機関の職員のうち、警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名については、犯罪捜査等に係る現場での活動が相当程度に予定されている職務の性質上、氏名が公にされると、職員の私生活に影響を及ぼすおそれがあるため、奈良県職員録にも掲載しておらず、人事異動の際にも報道発表がなされていないことが認められる。

このことから、警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名は、慣行として公にされているとは認められないため、同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しないことは明らかである。

以上のことから、警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名は、条例第7条第2号に掲げる不開示情報に該当する。

- イ 苦情・相談等受理処理票のうち、①「苦情・相談の要旨」欄の一部、②「処理年月日」欄の一部、③「処理内容」欄の一部（受理日令和2年3月16日及び令和2年3月19日分を除く。）、④「指示事項」欄の一部、⑤「指示者」欄の一部、⑥「処理結果の概要」欄の一部及び⑦「苦情相談の要旨（追加）」欄の一部について

諮問実施機関は、苦情・相談等受理処理票のうち、①「苦情・相談の要旨」欄の一部、②「処理年月日」欄の一部、③「処理内容」欄の一部（受理日令和2年3月16日及び令和2年3月19日分を除く。）、④「指示事項」欄の一部、⑤「指示者」欄の一部、⑥「処理結果の概要」欄の一部及び⑦「苦情相談の要旨（追加）」欄の一部について、条例第7条第2号及び同条第6号に掲げる情報に該当する旨主張している。

これらのうち、①「苦情・相談の要旨」欄の一部、③「処理内容」欄の一部（受理日令和2年3月16日及び令和2年3月19日分を除く。）、⑥「処理結果の概要」欄の一部及び⑦「苦情相談の要旨（追加）」欄の一部について、当審査会が見分したところ、苦情申出者及び被取扱者の苦情を申し出た背景やその内容に関する情報であって、特定の個人に関する情報ではあるが、全てが特定の個人を識別することができるわけではないことが認められる。

以上のことから、①「苦情・相談の要旨」欄の一部、③「処理内容」欄の一部（受理日令和2年3月16日及び令和2年3月19日分を除く。）、⑥「処理結果の概要」欄の一部及び⑦「苦情相談の要旨（追加）」欄の一部について、別表に掲げる部分については条例第7条第2号の不開示情報には該当しない。

苦情・相談等受理処理票のうち、①「苦情・相談の要旨」欄の一部、③「処理内容」欄の一部（受理日令和2年3月16日及び令和2年3月19日分を除く。）、⑥「処理結果の概要」欄の一部及び⑦「苦情相談の要旨（追加）」欄の一部について、別表に掲げる部分を除いた部分については、特定の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当し、法令等で公にすることが予定されている情報ではなく、慣行として公にされている又は公にすることが予定されている情報であるとする事情は認められないことから、同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しないことは明らかである。

以上のことから、苦情・相談等受理処理票のうち、①「苦情・相談の要旨」欄の一部、③「処理内容」欄の一部（受理日令和2年3月16日及び令和2年3月19日分を除く。）、⑥「処理結果の概要」欄の一部及び⑦「苦情相談の要旨（追加）」欄の一部について、別表に掲げる部分を除いた部分については、条例第7条第2号に掲げる不開示情報に該当するため、実施機関が不開示としたことは妥当であると判断する。

また、諮問実施機関は、苦情・相談等受理処理票のうち、①「苦情・相談の要旨」欄の一部、②「処理年月日」欄の一部、③「処理内容」欄の一部（受理日令和2年3月16日及び令和2年3月19日分を除く。）、④「指示事項」欄の一部、⑤「指示者」欄の一部、⑥「処理結果の概要」欄の一部及び⑦「苦情相談の要旨（追加）」欄の一部について、条例第7条第6号に該当する旨主張している。

一般的に、苦情申出制度は、苦情の申出を正確に把握し、適正に処理するため、受理者と申出者との相互の信頼関係のもと運用されており、内容が公にされないことを期待して苦情の申出を行うものである。苦情内容を公にした場合、苦情受理者と苦情申出者の信頼関係が損なわれることとなり、苦情の申出を行おうとする者が、自己の行動及び具体的な主張などが公にされることを懸念して、苦情の申出を行うことを躊躇うと考えられる。

しかしながら、取り調べにおいて、被疑者と警察との信頼関係の存在を想定することはできず、被疑者本人が苦情の申出者である場合、苦情申出者を特定できない範囲で苦情内容を開示されたとしても、今後、実施機関に対し同種の申出を行うことを躊躇うとは認められない。

また、弁護士は、弁護士業務として、警察に対する被疑者取調べに関する苦情の申出を今後も当然行うものと考えられ、そもそも実施機関に対し同種の申出を行うことを躊躇うとは認められない。

以上のことから、苦情・相談等受理処理票のうち、①「苦情・相談の要旨」欄の一部、②「処理年月日」欄の一部、③「処理内容」欄の一部（受理日令和2年3月16日及び令和2年3月19日分を除く。）、④「指示事項」欄の一部、⑤「指示者」欄の一部、⑥「処理結果の概要」欄の一部及び⑦「苦情相談の要旨（追加）」欄の一部について、別表に掲げる部分については条例第7条第6号の不開示情報には該当しない。

ウ 苦情・相談等受理処理票のうち、受理日令和2年3月19日の「処理内容」欄の一部について

諮問実施機関は、苦情・相談等受理処理票のうち、受理日令和2年3月19日の「処理内容」欄の一部について、条例第7条第4号に該当する旨主張している。

条例第7条第4号は、同号に係る情報の開示・不開示の判断については、犯罪等に関する専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、実施機関の1次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるかどうかを審査するのが適当であると定めたものである。

諮問実施機関は、受理日令和2年3月19日の「処理内容」欄の一部は、苦情の申出の対象となった特定事件の捜査の状況に関する情報であって、公にすることにより、特定事件の捜査過程における捜査の着眼点及び手法が明らかになり、その結果、今後の捜査活動等が阻害され、又は適正に行われなくなるおそれがあると主張している。

受理日令和2年3月19日の「処理内容」欄の一部について、当審査会において見分したところ、当該事件の具体的な捜査内容に係る記述であり、公にすることにより、捜査に係る着眼点や手法が明らかになり、今後の捜査活動等に支障が生じる可能性がないとはいえず、諮問実施機関の説明に合理性がないとはいえない。したがって、当該記述は公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報である。

以上のことから、受理日令和2年3月19日の「処理内容」欄の一部は、条例第7条第4号に掲げる不開示情報に該当する。

エ 苦情・相談等受理処理票に添付された弁護人が作成した文書のうち、「案件」の項の一部、本文の一部及び資料

諮問実施機関は、弁護人が作成した文書のうち、「案件」の項の一部、本文の一部及び資料について、条例第7条第2号及び同条第6号に該当する旨主張している。

これらのうち、「案件」の項の一部について、当審査会が見分したところ、交通事故の発生年月日であって、他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

次に同号ただし書について検討する。

交通事故の発生年月日は、慣行として公にされていないため、同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しないことは明らかである。

以上のことから、交通事故の発生年月日は、条例第7条第2号に掲げる不開示情報に該当する。

また、弁護人が作成した文書のうち、本文の一部及び資料について、特定の個人に関する情報ではあるが、全てが特定の個人を識別することができるわけではないことが認められる。また、苦情・相談等の申出者等を特定できない範囲で開示する限り、当該申出者等の権利利益を害するおそれがあるとも認められない。

以上のことから、弁護人が作成した文書のうち、本文の一部及び資料について別表に掲げる部分については条例第7条第2号の不開示情報には該当しない。

さらに、諮問実施機関は、弁護人が作成した文書のうち、本文の一部及び資料について、条例第7条第6号に該当する旨主張している。

一般的に、苦情申出制度は、苦情の申出を正確に把握し、適正に処理するため、受理者と申出者との相互の信頼関係のもと運用されており、内容が公にされないことを期待して苦情の申出を行うものである。苦情内容を公にした場合、苦情受理者と苦情申出者の信頼関係が損なわれることとなり、苦情の申出を行おうとする者が、自己の行動及び具体的な主張などが公にされることを懸念して、苦情の申出を行うことをちゅうちょすると考えられる。

しかしながら、取り調べにおいて、被疑者と警察との信頼関係の存在を想定することはできず、被疑者本人が苦情の申出者である場合、苦情申出者を特定できない範囲で苦情内容を開示されたとしても、今後、実施機関に対し同種の申出を行うことをちゅうちょするとは認められない。

また、弁護士は、弁護士業務として、警察に対する被疑者取調べに関する苦情の申出を今後も当然行うものと考えられ、そもそも実施機関に対し同種の申出を行うことをちゅうちょするとは認められない。

以上のことから、弁護人が作成した文書のうち、本文の一部及び資料について、別表に掲げる部分については条例第7条第6号の不開示情報には該当しない。

弁護人が作成した文書のうち、本文の一部及び資料について、別表に掲げる部分を除いた部分については、特定の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当し、法令等で公にすることが予定されている情報ではなく、慣行として公にされている又は公にすることが予定されている情報であるとする事情は認められないことから、同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しないことは明らかである。

以上のことから、弁護人が作成した文書のうち、本文の一部及び資料について、別表に掲げる部分を除いた部分については、条例第7条第2号に掲げる不開示情報に該当するため、条例第7条第6号妥当性を判断するまでもなく、実施機関が不開示としたことは妥当であると判断する。

オ 苦情・相談等受理処理票に添付された照会文書のうち、照会に係る事件名及び事件番号、本文の一部について

諮問実施機関は、照会文書のうち、事件名及び事件番号、本文の一部について、条例第7条第2号に該当する旨主張している。

これらのうち、事件名及び事件番号については、事件名と事件番号が相まって当該事件を特定することができることと認められることから、特定の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができ、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

次に同号ただし書について検討する。

照会文書のうち、事件名及び事件番号は、法令等で公にすることが予定されている情報ではなく、慣行として公にされている又は公にすることが予定されている情報であるとする事情は認められないことから、照会に係る事件名及び事件番号は、同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しないことは明らかである。

以上のことから、照会文書のうち、事件名及び事件番号は、条例第7条第2号に掲げる不開示情報に該当するため、条例第7条第6号該当性を判断するまでもなく、実施機関が不開示としたことは妥当であると判断する。

照会文書のうち、本文の一部について、当審査会が見分したところ、特定の個人に関する情報ではあるが、全てが特定の個人を識別することができるわけではないことが認められる。また、苦情、相談等の申出者等を特定できない範囲で開示する限り、当該申出者等の権利利益を害するおそれがあるとも認められない。

以上のことから、照会文書のうち、事件名及び事件番号、本文の一部について別表に掲げる部分については条例第7条第2号の不開示情報には該当しない。

また、諮問実施機関は、照会文書のうち、本文の一部について、条例第7条第6号に該当する旨主張している。

一般的に、苦情申出制度は、苦情の申出を正確に把握し、適正に処理するため、受理者と申出者との相互の信頼関係のもと運用されており、内容が公にされないことを期待して苦情の申出を行うものである。苦情内容を公にした場合、苦情受理者と苦情申出者の信頼関係が損なわれることとなり、苦情の申出を行おうとする者が、自己の行動及び具体的な主張などが公にされることを懸念して、苦情の申出を行うことをちゅうちょすると考えられる。

しかしながら、取り調べにおいて、被疑者と警察との信頼関係の存在を想定することはできず、被疑者本人が苦情の申出者である場合、苦情申出者を特定できない範囲で苦情内容を開示されたとしても、今後、実施機関に対し同種の申出を行うことをちゅうちょするとは認められない。

また、弁護士は、弁護士業務として、警察に対する被疑者取調べに関する苦情の申出を今後も当然行うものと考えられ、そもそも実施機関に対し同種の申出を行うことをちゅうちょするとは認められない。

以上のことから、照会文書のうち、本文の一部について別表に掲げる部分については条例第7条第6号の不開示情報には該当しない。

カ 苦情・相談等受理処理票に添付された便箋について

諮問実施機関は、苦情・相談等受理処理票に添付された便箋について、条例第7条第2号に該当する旨主張している。

これらのうち、苦情・相談等受理処理票に添付された便箋について、当審査会が見分したところ、申し立てた本人が記載したものであり、苦情、相談等の申出者等の苦情を申し出た背景、社会的評価や言動、行動等の状況など、個人の人格と密接に関わる情報であって、個別具体的な実体験に基づく個人の名誉等に関するものであり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当し、法令等で公にすることが予定されている情報ではなく、慣行として公にされている又は公にすることが予定されている情報であるとする事情は認められないことから、同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しないことは明らかである。

以上のことから、苦情・相談等受理処理票に添付された便箋について、条例第7条第2号に掲げる不開示情報に該当するため、条例第7条第6号該当性を判断するまでもなく、実施機関が不開示としたことは妥当であると判断する。

2 事案の経緯

① 開示請求	令和 2年 7月 8日		
② 決定	令和 2年 8月 25日	付けで一部開示決定	
③ 審査請求	令和 2年 11月 26日		
④ 諮問	令和 3年 1月 14日		
⑤ 経過	令和 3年 7月 2日	第253回審査会	審議
	令和 3年 8月 3日	第254回審査会	審議
	令和 3年 10月 1日	第255回審査会	審議
	令和 3年 11月 26日	第256回審査会	審議
	令和 4年 3月 31日	第258回審査会	審議
	令和 4年 5月 27日	第259回審査会	審議
	令和 4年 7月 6日	第260回審査会	審議

令和 4年 8月 25日 第261回審査会 審議